

令和 7 年第 2 回定例会陳情説明資料

- 1 陳情第 3 号 土の掘削と搬出を伴う残土造成工事（特定工事）に関する
陳情について P 3

陳情第3号 土の掘削と搬出を伴う残土造成工事（特定工事）に関する陳情

1 陳情の趣旨

- (1) 事業者に対する厳正な審査をもって、当該「土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」の特定事業の許可をしないこと。
- (2) 「千葉市土の採取計画の認可に関する条例」の運用や解釈を事業者優先から改めること。

2 事業の概要

当該事業の申請内容は、事業者が約7,000m²の林地の樹木を伐採した後、15メートルの深さまで掘削し、発生した土砂を搬出するとともに、外部から土砂を搬入し、埋立て及び盛土を行うこととしている。

本年5月末現在、樹木は伐採済みであるが、土砂の搬出入は行われていない。

3 条例の内容及び本市の考え方

(1) 「土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」について

外部から土砂を搬入し、300m²以上の埋立て等を行う場合、市の許可が必要となる。許可要件に該当する場合、事業に関連する法令等を所管する部署と事前協議を行った後、構造や申請者の要件などの申請内容を審査した上で、条例の定める基準を満たしている場合は許可することとしている。

土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則では、特定事業場の境界線から概ね300m以内の居住者に説明会を開催することを義務づけている（対象21世帯）。

本年1月に許可申請があり、申請内容を審査した結果、条例で定める基準を満たしていることから、3月に特定事業の許可を行った。

なお、許可に当たっては、工事中に地下水が確認された場合はそれ以上の掘削を行わないことなどの条件を付し、周辺環境へ配慮するよう求めている。

(2) 「千葉市土の採取計画の認可に関する条例」について

「千葉市土の採取計画の認可に関する条例」は「砂利採取法」で対象となっていない粒径0.01mm未満のものを「土」と定義して規制の対象としているものである。「砂利採取法」に該当する事業は「反復、継続して行うもの」で、「他の箇所で使用する目的をもって砂利の採取を行っているもの」と定められ、千葉市域以外の県内の土採取計画の認可を行っている千葉県も同様の事業を対象としている。

本計画では、「掘削した土は廃棄する」とのことであり、搬出先の処分場への確認もできたことから、認可の対象事業とはならないと判断している。

4 今後の対応について

- (1) 土砂の搬出入において、条例に違反する行為が行われていないか監視するため、平日は市職員、平日夜間及び土日祝日は業務を委託している警備会社による巡回パトロールを実施しており、今後も引き続き違反行為が行われていないか監視していく。

違反行為を確認した場合は、是正指導を行い、指導に従わない場合は命令の発出や許可の取り消しを視野に対応していく。

- (2) 土砂の搬入については、計量法の登録のある分析機関が実施した地質検査結果を提出させ、安全基準を満たしているか確認を行う。
- (3) 土砂の搬出については、必要に応じて現地調査などを行い、違反（売却等）の疑いがある場合には、「砂利・岩石・土の無認可採取等取締指導要領」に基づき、是正指導を行い、指導に従わない場合は告発も視野に、勧告や警告などを発出していく。